

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー、資源価格の高騰と、継続していた新型コロナウイルス感染症流行の影響があり、経済状況が揺れ動きました。それに伴う物価の上昇により、米国の政策金利が大幅に上昇しました。これによって米国の景気が落ち込むことが心配されましたが、全般的には大きな落ち込みはなく、株価も高値を維持しました。また、米中関係の緊迫や中国国内の新型コロナウイルス感染症の感染対策が、サプライチェーンに影響し、半導体不足から各種の機器の納期遅延等が問題となりました。

日本の景気も横ばい気味で推移しましたが、引き続き労働市場は需給が逼迫している状況が継続しました。このために、中小企業を中心に人員不足が各業種において発生いたしました。

こうした経済情勢の中、当社製品の主要なビジネス分野であるLGD（Laboratory Grown Diamond：人工宝石）市場は、この数年継続して拡大して来たと見られます。このために、LGD製造企業は活発に設備投資を進め、新規企業も多数設立されました。当社はこのような状況から、2021年11月に島工場の建設を開始し、生産能力の拡大を進めてまいりました。また、本社にあった生産設備を工場に移転し、あわせて工程ごとに集中する配置に転換しました。島工場は2022年11月に稼働を開始し、工程集中による合理化も合わせ、2022年12月にはダイヤモンドの成長能力が計画どおり拡大したことを確認できました。一方で、島工場の一部生産設備の納期遅延により、当初計画したすべての設備が整ったのは、2023年3月となりました。

しかし、当事業年度第3四半期会計期間の末頃から、LGD製造企業の上記の状況から、小型宝石において供給過剰が発生しました。このため、その取引価格が、それまでのペースを上回って下落しました。当事業年度第4四半期には、LGD製造企業の中には、生産の縮小や、設備増設計画の見直しや延期をするところも出てきました。このようなLGD製造企業の動きは、当社の主力商品である種結晶の受注状況を大幅に変えることとなりました。それまで生産拡大を続けていました当社の大手ユーザー各社も、2023年1月以降に一旦種結晶の購入を控える動

きが出てまいりました。

当社のこれまでの種結晶売上は、数社の大手ユーザーがそのほとんどを占めていました。特に、10x10mm以上の大型種結晶については、生産量がそれほど多くなかったこともあり、ユーザーを限定していました。しかし、受注が減少した事態に対応するため営業方針の変更を行いました。それは、大手ユーザーからの小型宝石生産用種結晶の受注減少により、今まで当社の生産能力の問題で供給することができなかったユーザーへの販売を開始し、10x10mm以上の大型種結晶については需要のある全てのユーザーに販売開始する、という方針変更を行いました。これらの対策によって、2023年2、3月の種結晶売上は安定しました。また、10x10mm以上の種結晶の売上比率も増加し、平均単価が上がることとなりました。

一方、種結晶以外の製品については、当事業年度の初めから内外の企業、研究機関から多くの引き合いが来ていました。特に、量子コンピューター関連研究を行っているベンチャー企業などから、半導体関連開発向けの基板需要が想定より膨らみました。米国や欧州で新規のダイヤモンドデバイス企業が設立され、当事業年度後半には日本においても新たに2社のベンチャー企業が立ち上がりました。これらの企業からも基板の引き合いが来ており、市場全体が活発になったと考えられます。

光学部品では、X線や赤外線の窓材が量産に移行し、定期的な購入が始まりました。ヒートシンクについては、レーザー等への小型製品と共に、大型の材料を使った実装技術へのアプローチも開始され、モザイク結晶を購入する動きが始まりました。

当社は当事業年度において東京証券取引所グロース市場に上場することを目指し、数年前からガバナンス体制の整備等を進めてまいりました。整備が完了した2022年3月に上場申請を行い、その後東京証券取引所の審査を経て、2022年6月27日に上場を果たしました。

上場によって多数の新たな業務への対応が必要となりましたので、管理部門の人員を補強しさらに社外の専門家との連携を図る等により、内部管理体制の一層の強化を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,707百万円（前年同期比73.3%増）、営業利益は1,280百万円（前年同期比146.1%増）、経常利益は1,280百万円（前年同期比142.6%増）、当期純利益は909百万円（前年同期比142.7%増）となりました。

なお、当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は2,993百万円で、その主な内訳は次のとおりであります。

イ. 当事業年度中における主な増加額

建物	391百万円	島工場	建屋
	338百万円	島工場	新設設備工事
機械及び装置	561百万円	島工場	成長装置機器
	380百万円	島工場	イオン注入装置関連機器
	81百万円	島工場	レーザー装置等

ロ. 当事業年度中における重要な固定資産の売却、撤去、滅失

機械及び装置	4百万円	横江第2工場（現 開発部）から島工場へ 研磨室移転による
--------	------	---------------------------------

③ 資金調達の状況

当事業年度において、2022年6月24日に公募増資により360,000株の新株式の発行を行い、1,656百万円の資金調達を行いました。また、2022年7月27日に第三者割当増資により64,300株の新株式の発行を行い、295百万円の資金調達を行いました。さらに第6回から第10回及び第12回ならびに第13回新株予約権の行使により、当事業年度は総額1,977百万円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年3月期)	第 12 期 (2021年3月期)	第 13 期 (2022年3月期)	第 14 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	704,258	1,139,979	1,562,260	2,707,217
経 常 利 益 (千円)	74,140	270,747	527,877	1,280,724
当 期 純 利 益 (千円)	95,056	253,346	374,816	909,628
1株当たり当期純利益 (円)	10.27	26.31	34.83	72.47
総 資 産 (千円)	1,549,031	2,280,212	2,817,554	6,016,457
純 資 産 (千円)	895,596	1,634,943	2,045,259	4,930,502
1株当たり純資産額 (円)	95.52	152.42	187.57	375.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、2023年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、優れた複数の物性を兼ね備えるダイヤモンドを広く利用できるように、その特性が発揮できるダイヤモンド単結晶を供給しております。現在、主としてLGD生産用の種結晶を出荷しており、LGD自体の市場は継続的に拡大しております。この市場において、これまで以上のプレゼンスを発揮することが、当社の発展の要となると考えています。さらに、半導体デバイス、ヒートシンク、光学部品分野で利用される製品を販売することも目標としています。この目標を達成するために、以下の事項を課題として認識しております。

①市場情勢の入手・解析

LGDは基本的には宝飾品市場であり、原料を供給する立場である当社には、全体像が見えにくい状況です。企画担当を充実させ、各種の市場調査や当社ユーザーからの状況聴取を積極的に行い、市場全体を俯瞰できるだけの情報を獲得し、これを社内において解析して、戦略の立案に供する必要があります。

また、半導体デバイス等の新しい市場については、学会等からの情報によって、技術の進捗状況を正確に把握し、当社の技術開発戦略を構築する必要があります。また、技術分野ごとに特許の状況を正確に把握することも重要で、専門の情報提供機関を利用することを含め、検討しております。

②技術開発

当社のビジネス分野では、多くの技術で優位な地位を築いており、今後もこの地位を維持することが重要であると認識しています。製品そのものだけでなく、製造技術や評価技術等幅広い分野での研究開発活動が必要です。当社の規模がまだそれほど小さくなく、十分な研究開発活動が出来ない分野においては、大学、公的研究機関及び他企業と連携することで、カバーする範囲を広げる必要があり、場合によっては、委託研究や共同研究を通じて、高度で先進的な技術を習得することも進めてまいります。

③生産の効率向上（コスト低減）

当社の主力商品である種結晶においては、近年競合する企業が出ており、早晚価格競争が起こる可能性があります。また、LGD自体の市場規模の拡大から、原料である種結晶の値下げが、ユーザーから強く要求されることを見込んでおります。

すでに当社は、不断の生産技術の改善によって、直近の2年間において生産効率を2倍まで向上させてきました。しかし上述の状況を鑑み、より一層の生産効率の向上が必要であると認識しています。このため、生産部並びに開発部が、今まで以上に連携して生産効率の向上に取り組む必要があります。

④人材育成

上場企業としてのガバナンスの強化、生産体制の維持と発展、新規技術の開発、新たな営業活動等のために、必要な人材の確保が急務であります。当社はこれまで必要な人材を外部から採用してまいりましたが、当社の活動に適した人材を育成することが、重要になってきました。これを進めるために、教育システムを構築し、長期的に当社を担う人材を養成してまいります。

⑤ダイバーシティの重視

当社はESGを重視する経営方針の中で、ダイバーシティを意識して、女性の管理職への登用や障害者の雇用等を進める必要があります。特に、部長クラス以上の経営陣への女性の登用は急務であると認識しております。

⑥経営陣の高齢化と後継者の育成

当社の部長以上の経営陣は、60歳以上の比率が高く、将来の後継者の育成とあわせて、年齢構成を検討する必要があると認識しております。また役員についても、平均年齢を下げて、将来の当社を担う経営陣に移行することを検討してまいります。

⑦輸出管理

経済安全保障の観点から、2022年12月に輸出貿易管理令が改正され、半導体基板としての三酸化二ガリウム (Ga_2O_3) とダイヤモンドが規制の範囲に入りました。当社はこれを遵守し、適切な輸出を行うため、必要な手続きを進めてまいります。また、本件に関与する当局と、緊密なコミュニケーションを取って行きます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

本	社	大阪府豊中市	
開	発	部	大阪府茨木市
工	場	横江工場：大阪府茨木市 島工場：大阪府茨木市	

(注) 2022年11月22日の島工場稼働に伴い、旧横江第2工場を開発部の拠点へ変更し、横江第1工場を横江工場に改称。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56 (17) 名	12名増 (4名減)	46.1歳	3.82年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 従業員数の()内は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	221百万円
株式会社三菱UFJ銀行	102
株式会社三井住友銀行	26

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

- ①東京証券取引所よりご承認いただき、2022年6月27日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。
- ②2023年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,624,500株
(3) 株主数 4,540名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Cornes & Company Limited	250,000株	9.52%
藤 森 直 治	209,000	7.96
竹 内 工 業 株 式 会 社	182,200	6.94
旭 ダイヤモンド工業株式会社	145,000	5.52
フ ァ イ ン テ ッ ク 株 式 会 社	100,000	3.81
C B C 株 式 会 社	88,800	3.38
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	62,700	2.38
加 茂 睦 和	60,000	2.28
株 式 会 社 槌 屋	60,000	2.28
三 星 ダイヤモンド工業株式会社	60,000	2.28

- (注) 1. 当社は、自己株式を77株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2022年6月24日付の公募増資により発行済株式が360,000株増加しております。
4. 2022年7月27日の第三者割当増資により発行済株式が64,300株増加しております。
5. 当期中の新株予約権の権利行使により発行済株式数19,400株増加しております。
6. 2023年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を5株に分割）に伴い、発行済株式の総数は10,498,000株増加し、13,122,500株となっております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分	第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 1 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2019年6月18日	2020年6月19日	
新 株 予 約 権 の 数	375個	330個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 37,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 33,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 1,500円)	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 1,500円)	
権 利 行 使 期 間	2021年7月2日から 2026年7月1日まで	2022年7月2日から 2027年7月1日まで	
行 使 の 条 件	(注) 2	(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 345個 目的となる株式数 34,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

区 分		第 1 6 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2021年6月18日	
新 株 予 約 権 の 数		430個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	43,000株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	180,000円
		(1株当たり)	1,800円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月2日から 2028年7月1日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	370個
		目的となる株式数	37,000株
		保有者数	3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	60個
		目的となる株式数	6,000株
		保有者数	2名
	監 査 役	新株予約権の数	1個
		目的となる株式数	1株
		保有者数	1名

(注) 1. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(取得事由)

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株

予約権を無償で取得することができる。

- ア. 当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
3. 2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されます。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	藤 森 直 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム顧問
専 務 取 締 役	高 岸 秀 滋	総務部長
常 務 取 締 役	林 雅 志	生産部長
取 締 役	北 城 恪 太 郎	サイジニア株式会社取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 トライオン株式会社取締役 株式会社インフォ・クリエイツ取締役
取 締 役	加 茂 睦 和	公益財団法人泉科学技術振興財団評議員
常 勤 監 査 役	岡 田 宗 久	
監 査 役	西 野 徳 一	西野徳一公認会計士事務所代表 株式会社ラディカルソリューション
監 査 役	池 見 達 穂	

- (注) 1. 取締役北城恪太郎氏及び取締役加茂睦和氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡田宗久氏及び監査役池見達穂氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西野徳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第1項）が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります）。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。なお、その算定方法等は、本人の職責及び実績を鑑みて決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

なお、当社の役員の報酬は全て固定報酬である基本報酬と役員賞与のみであり、業績連動報酬は導入していません。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	74.4百万円 (6.8)	74.4百万円 (6.8)	－百万円 (－)	－百万円 (－)	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	17.1 (13.0)	17.1 (13.0)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	91.5 (19.8)	91.5 (19.8)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は業績連動報酬等の制度は導入していません。

3. 取締役の報酬等の総額は、2022年6月28日開催の第13回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月18日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

5. 上記固定報酬には、2023年3月期の引当金計上額である役員賞与25百万円（取締役25百万円）を含めております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役北城恪太郎氏は、サイジニア株式会社の取締役、日本アイ・ビー・エム株式会社の名誉相談役、トライオン株式会社の取締役及び株式会社インフォ・クリエイツの取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役加茂睦和氏は、公益財団法人泉科学技術振興財団の評議員であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	北城恪太郎	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。 日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役社長等の経歴と経済団体の代表幹事の経験及び各種のベンチャー企業の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識から適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。 また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。
取締役	加茂睦和	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。 独立行政法人物質・材料研究機構の理事を務めてきた経験とダイヤモンドの成長及び評価技術に関する幅広い見識に基づき、適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。 また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	岡 田 宗 久	<p>当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席し、監査役会17回すべてに出席いたしました。</p> <p>株式会社大阪チタニウムテクノロジーズでの常勤監査役業務経験と監査役職の職責を果たすための幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。</p>
監査役	池 見 達 穂	<p>当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席し、監査役会17回すべてに出席いたしました。</p> <p>日本アイ・ビー・エム株式会社の管理部門における長年の業務経験と管理業務に関する幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項	目	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		33,175千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		33,175

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 上記の報酬等の額に、2022年3月期の追加報酬5,800千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明書以外の業務（非監査業務）である株式売出目論見書に関するコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当する事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2021年1月26日付の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。

当社が決議を行った「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社の取締役及び従業員（以下役職員と総称する）が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、職員やその他の当社を構成する人に対し、適切な研修体制を設ける。
- ロ 当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。当社は内部通報制度を整備し、当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、役職員は社内外に設置された通報窓口に通報することができる。窓口へ寄せられた情報は、当社代表取締役社長または各部署の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 「リスク管理規程」において、当社のリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対しの確な管理・実践を行う。
- ロ 当社のリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスクを統括・管理する。リスク管理委員会は、当社のリスク状況について、取締役会に報告する。
- ハ 各部及び個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は検討の進捗を委員会に報告する。

二 内部監査部門は、当社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

④ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を定め、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 当社は社内規程として、組織規程、職務権限行使基準等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

ロ 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の取締役及び執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せて開催する。

ハ 当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体的な方針・戦略を立案・実行する。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人（以下「監査担当者」という。）を置き、監査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は、監査役からの指示に基づく業務を実行中において、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

⑦ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の代表取締役社長と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長とし、代表取締役社長を含む常勤取締役3名、社外取締役2名の計5名で構成されており、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

当社の取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議の場となっております。なお、当事業年度において、取締役会は21回開催しております。

② 監査役・監査役会

当社の監査役会は、議長を常勤監査役とし、公認会計士の資格を有する1名を含む非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会については、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。なお、当事業年度において、監査役会は17回開催しております。

また、監査役は当社の取締役会にも出席しており、取締役の業務執行の監督、監視を行っております。

③ リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長により構成されており、常勤監査役も出席しております。

当社のリスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のリスク管理委員会では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有を図ることを目的とし、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。

④ コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、常勤監査役、各部長、内部監査担当者により構成されております。

当社のコンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のコンプライアンス委員会では、発生したコンプライアンス上の問題点及び予想されるコンプライアンス上の問題点の対応等を審議しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、内部留保の充実を勘案して配当決定を行うことを基本方針としております。しかし、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しているため、当社設立以来現在に至るまで剰余金の配当を実施しておりません。

現在におきましても、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施していくとともに、事業拡大のための人材確保等を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への剰余金の配当について検討してまいります。

将来的に剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は取締役会であります。

また、取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	2,962,243	流動負債	740,545
現金及び預金	2,239,570	買掛金	23,089
売掛金	229,085	1年内返済予定の長期借入金	118,424
製品	80,321	未払費用	21,793
仕掛品	335,087	未払法人税等	371,342
貯蔵品	40,200	未払借金	151,762
前払費用	14,007	前受り金	957
その他	23,971	預賞与引当金	5,639
固定資産	3,054,213	役員賞与引当金	22,438
有形固定資産	2,965,512	その他の引当金	25,000
建物	925,731	長期借入金	97
構築物	31,237	退職給付引当金	231,630
機械及び装置	1,976,663	退職給付引当金	10,874
工具、器具及び備品	9,159	資産除去債務	102,904
建設仮勘定	22,719	負債合計	1,085,954
無形固定資産	6,270	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,942	株主資本	4,930,502
その他	1,328	資本剰余金	1,483,815
投資その他の資産	82,430	資本剰余金	2,013,415
長期前払費用	5,398	資本準備金	1,452,425
繰延税金資産	34,948	その他資本剰余金	560,990
差入保証金	42,083	利益剰余金	1,434,947
資産合計	6,016,457	その他利益剰余金	1,434,947
		繰越利益剰余金	1,434,947
		自己株式	△1,674
		純資産合計	4,930,502
		負債純資産合計	6,016,457

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,707,217
売上原価	882,392
売上総利益	1,824,825
販売費及び一般管理費	543,897
営業利益	1,280,928
営業外収益	
受取利息	2,315
為替差益	29,588
その他	613
合計	32,517
営業外費用	
支払利息	3,657
減価償却費	2,456
上場関連費用	11,891
株式交付費	14,715
合計	32,721
経常利益	1,280,724
特別損失	
固定資産除却損	5,622
合計	5,622
税引前当期純利益	1,275,102
法人税、住民税及び事業税	388,869
法人税等調整額	△23,395
当期純利益	909,628

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	495,170	463,780	560,990	1,024,770	525,319	525,319	-	2,045,259	2,045,259
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	975,890	975,890		975,890				1,951,780	1,951,780
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	12,755	12,755		12,755				25,510	25,510
当 期 純 利 益					909,628	909,628		909,628	909,628
自己株式の取得							△1,674	△1,674	△1,674
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当 期 変 動 額 合 計	988,645	988,645	-	988,645	909,628	909,628	△1,674	2,885,243	2,885,243
当 期 末 残 高	1,483,815	1,452,425	560,990	2,013,415	1,434,947	1,434,947	△1,674	4,930,502	4,930,502

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- ① 製品、仕掛品 総平均法を採用しております。
- ② 貯蔵品 個別法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 7年～29年
機械及び装置 8年
工具、器具及び備品 4年～8年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する単一事業として取り組んでおります。これら製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内の製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産（純額） 34,948千円
（繰延税金負債と相殺前の金額） 59,367千円
- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類の判定を行い、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業分類の判定、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等に依存します。

課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としており、事業計画の主要な仮定は、販売数量予測に基づく売上高であり、予測にあたっては島工場及び横江工場等による更なる生産能力の拡大を前提としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の収益力に基づく課税所得の見積りの前提とした条件や仮定に変更などが生じた場合には翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

当座借越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間に当座借越契約を締結しております。なお、当座借越契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座借越限度額の総額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引借入未実行残高	100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

研究開発費に関する注記

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費	97,821千円
----------------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数（自己株式を含む）

普通株式 2,624,500株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数は以下のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	－株	77株	－株	77株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加77株によるものであります。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 75,300株

7. オペレーティング・リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	24,000千円
1年超	651,225千円
合計	675,225千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額
差入保証金	42,083千円	38,154千円	△3,928千円
資産計	42,083	38,154	△3,928
長期借入金(*2)	350,054	349,369	△684
負債計	350,054	349,369	△684

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定額も含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
差入保証金	－千円	38,154千円	－千円	38,154千円
資産計	－	38,154	－	38,154
長期借入金	－	349,369	－	349,369
負債計	－	349,369	－	349,369

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	2,156千円
未払事業税	22,944千円
賞与引当金	6,870千円
退職給付引当金	3,329千円
棚卸資産廃棄損	779千円
資産除去債務	31,509千円
その他	23,286千円
繰延税金資産小計	<u>90,877千円</u>
評価性引当額小計	<u>△31,509千円</u>
繰延税金資産合計	<u>59,367千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△24,418千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△24,418千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>34,948千円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員	藤森直治	被所有 直接 7.96%	当社代表取締役 社長	債務被保証 (注2)	19,350	—	—
役員	高岸秀滋	被所有 直接 0.36%	当社専務取締役 兼総務部長	新株予約権の 行使(注3)	11,950	—	—

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 当社は、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。

取引金額は、債務保証を受けている物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注3) 2015年6月10日開催の定時株主総会に基づき付与された第6回新株予約権（ストック・オプション）、2017年5月29日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された第9回新株予約権（ストック・オプション）及び2019年6月18日開催の定時株主総会決議に基づき付与された第12回新株予約権（ストック・オプション）について、当事業年度における新株予約権の行使を記載しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	製品の種類				合計
	種結晶	基板及び ウエハ	光学系及び ヒートシンク	工具素材	
地域					
国内	25,295	38,699	37,591	14,639	116,224
海外	2,556,210	28,824	－	5,958	2,590,992
顧客との契約から生じる 収益	2,581,506	67,523	37,591	20,597	2,707,217
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,581,506	67,523	37,591	20,597	2,707,217

(注) 地域は、仕向地を基礎として、国内又は海外に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5). 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	137,988
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	229,085
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	3,178
契約負債（期末残高）	957

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。当事業年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額は、3,178千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	375円74銭
1株当たりの当期純利益	72円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	69円21銭

- (注1) 2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- (注2) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- (注3) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	909,628
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	909,628
普通株式の期中平均株式数(株)	12,552,243
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	591,548
(うち新株予約権(株))	(591,548)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

13. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2023年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,624,500株
株式分割により増加する株式数	10,498,000株
株式分割後の発行済株式総数	13,122,500株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2023年3月14日
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年4月1日

④ 1株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日 2023年4月1日

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません

②新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2023年4月1日以降、以下のとおりに調整いたしました。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第8回新株予約権	2016年10月28日	1,000円	200円
第9回新株予約権	2017年5月29日	1,100円	220円
第10回新株予約権	2018年6月26日	1,100円	220円
第11回新株予約権	2019年6月18日	1,500円	300円
第12回新株予約権	2019年6月18日	1,500円	300円
第13回新株予約権	2020年3月31日	1,500円	300円
第14回新株予約権	2020年6月19日	1,500円	300円
第15回新株予約権	2021年4月20日	1,500円	300円
第16回新株予約権	2021年6月18日	1,800円	360円

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2023年5月23日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月23日開催予定の当社第14回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2022年6月28日開催の当社第13回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とし、ご承認いただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数36,000株（うち社外取締役7,200株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、2年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこ

とを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行による影響について)

経済産業省は、経済安全保障強化のため、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」を制定し、2022年12月6日に施行され、その中に規制対象として半導体基板としての三酸化二ガリウム (Ga_2O_3) とダイヤモンドが追加されました。当社は、研究用基板のみならず主力製品の種結晶等についても、改正直後から関係機関や当局とコミュニケーションをとり、改正後の法令に則した対応等について確認をおこなって来ました。現時点ではこれらの取り扱いが未確定の状況であるため、2023年4月以降、一時的に種結晶製品等の輸出入取引を保留しております。

現在行っている当局との折衝終了後は、これまでの経過及びやり取りの内容を踏まえ、種結晶を含む各製品のうち規制対象となるものについて、輸出許可の申請を行う予定です。ユーザーは引き続き当社製品の出荷を待っておりますので、現在進めている当局とのコミュニケーションの中で法令に則した適切な対応をとり、製品の出荷を可及的速やかに再開致したいと考えております。今後の状況により、当社の翌第1四半期会計期間及びそれ以降の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

株式会社イーディーピー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲昌彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーディーピーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社イーディーピー 監査役会
常勤監査役 岡田 宗久 ㊟
監査役 西野 徳一 ㊟
監査役 池見 達穂 ㊟

(注) 監査役岡田宗久及び監査役池見達穂は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上